

ふれあい館の使用について(お知らせ)

平成24年10月1日使用分から

区民優遇制度を導入します。

平成24年7月1日申請受付分から

北区民以外の方の使用方法が変更になります。

区民優遇制度とは

区民のみなさまの施設利用を優遇するための制度です。
施設使用について以下のとおり取り扱いを変更します。

北区民のみなさま

施設使用料・受付開始時期に変更はありません。

申請時にご本人のお名前・住所が確認できるもの(免許証・保険証等)が必要となりますので、恐れ入りますがご持参いただきますようお願いいたします。

北区民以外の方のみなさま

施設使用料を現行から50%引き上げます。

施設使用受付開始が、使用日の3ヶ月前から2ヶ月前となります。

(10月利用分は、8月からの受付となります。)

平成24年2月20日

問い合わせ

北区地域振興部地域振興課区民施設係

電話 03-5390-0095